

自転車乗車用 ヘルメット 貸出しいたします

自転車運転中の交通事故の被害者のうち、6割以上が頭部を損傷しており、ヘルメットを正しく着用することにより、死者の割合は1/4に低減します。

成人の頭の重量は体重の約1割とも言われています。そのような重いものが、アスファルトや車両などの硬いものに衝突すれば、無事で済むはずがありません。

ご自身の命を守るためにも、自転車乗車時はヘルメットの着用をお願いします。

伊予警察署では、自転車乗車用ヘルメットの無償貸出しを行っています。伊予警察署管内にお住まいの方又はお勤めの方であれば、どなたでもご利用いただけます。

詳細は、交通課までお問合せください。(電話 089-982-0110(代))

【貸出期間】

3か月まで

【貸出しを受けることのできる方】

伊予警察署管内（伊予市・松前町）にお住まいの方又は管内にお勤めの方

【貸出時に必要なもの】

身分証明書（健康保険証、運転免許証等）

【受付時間】

平日、土日、祝日いずれの時間帯も可

